⑻　上記３⑵に該当する者は、現に上記２⑴イに掲げる請負申込資格の認定を受けていない場合であっても、上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けかつ、指名されていなければならない。

⑼　以上の事柄の詳細は、入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge disbursement of the procuring entity : Toshihisa Hashimoto Superintendent of West Regional Bureau, JNR Settlement Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Environmental monitoring according to build The Suita Freight Terminal Station in Suita city and Settsu city, Osaka, Japan

⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 p.m. 1 March 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 1 April 2011 (We separately notify time.)

⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Division, West Regional Bureau, JNR Settlement Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency, 5―4―20, Nishi-nakajima, Yodogawa-ku, Osaka-shi, 532―0011 Tel 06―6304―3076

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

なお、本公示に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成23年２月18日

支出負担行為担当官
防衛省経理装備局会計課
会計管理官　矢島　富夫

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第４号

１　業務概要等

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　平成23年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係るアドバイザリー業務

⑶　業務内容

１　一般事項

①　受託者は、業務の履行に当たって、事前に監督官と業務の内容について協議を行うものとする。

②　受託者は、業務の内容及び真水事業の計画等を把握し、業務の実施に当たっては、常に監督官と協議を行い、業務の適性は履行に努めるものとする。

③　受託者は、業務の適性かつ円滑な履行を確保するために、監督官と協議の上、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。

④　受託者が、監督官に対して業務に係る報告又は提案を行う場合には、電子データ（ワード等）で作成し、作成年月日を入れたものを電子メールで送ることとする。また、緊急又はやむを得ない事情がある場合には口頭により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。

⑤　受託者は、真水事業に係る米国政府担当官及び関係者（以下、「米国担当官等」という。）から連絡・調整を受けた場合には、その内容を書面により正確に報告すること。

⑥　監督官の指示により米国担当者等へ連絡・調整を行う場合には、その内容を相手に正確に伝え、その結果について速やかに監督官に書面により報告すること。

２　個別事項

①　真水事業の精査及び予算要求に係る補助業務

ア　工事費　受託者は、監督官の指示により、米軍発注工事との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象建物に係る計画図面の内容（規模の妥当性、基準との整合性）及び工事費の数量・単価を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当っては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

イ　設計費　受託者は監督官の指示により、米軍発注工事との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象建物に係る所要を整理し、設計費の単価・人工数を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当っては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

②　日本国外における現地等補助業務

ア　受託者は、監督官の指示により、真水事業の実施に係る資料（入札広告、提案要求書等）の収集・整理、設計事業の進捗状況の確認を行い、監督官に報告するものとし、日本国外での作業日数は以下を見込んでおり、後日、実績により精算を行うものとする。

（米国本土：ワシントンＤ．Ｃ．等）
７日間×１回　２名（管理技術者又は担当技術者）
（ハワイ）
14日間×18回　２名（管理技術者又は担当技術者）
（実働10日間／回当たり）

※１　米国本土における業務場所については、ワシントンＤ．Ｃ．とするが、米側との調整によっては、別の場所となる場合があり、後日、精算を行うものとする。

２　上記日数は移動日＋現地滞在期間の日数であり、その前後１日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。

イ　受託者は、監督官の指示により、米国担当官等が行った真水事業に係る契約書及び支払に関する文書について、その内容を確認し、監督官に報告するものとし、日本国外での作業日数は以下を見込んでおり、後日、実績により精算を行うものとする。

（ハワイ）
５日間×12回　１名（管理技術者又は担当技術者）
※上記日数は移動日＋現地滞在期間の日数であり、その前後１日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。

③　日本国外等における調査業務

ア　受託者は、監督官の指示により、業務に関する資料収集、ヒアリング、設計会議等のため、関係する日本国外等において調査、調整を行うものとし、日本国外等での作業日数は以下を見込んでおり、後日、実績により精算を行うものとする。

（ハワイ）
５日間×12回　１名（管理技術者又は担当技術者）
５日間×２回　２名（管理技術者又は担当技術者）
（グアム）
５日間×３回　１名（管理技術者又は担当技術者）
（沖縄）
５日間×１回　１名（管理技術者又は担当技術者）
※上記日数は移動日＋現地滞在期間の日数であり、その前後１日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。

イ　受託者は、監督官の指示により、グアムにおいて以下の土質調査を行うものとし、後日、実施により精算を行うものとする。

ボーリング：延長20ｍ　孔径89㎜（標準貫入試験、土質サンプリングを行う。）

④　通訳業務　受託者は、監督官の指示により、グアム移転事業に係る会議等において通訳を行うものとし、実働日数は以下を見込んでおり、後日、実績により精算を行うものとする。

（米国本土：ワシントンＤ．Ｃ．等）
４日間×８回　１名
（ハワイ）
１日（３時間）×88回　１名
（グアム）
４日間×12回　１名